

みえ高校生県議会 質問項目（令和4年8月22日開催）

学校名	質問項目	答弁の概要	答弁者
名張高等学校	<p>『児童虐待の防止策について』</p> <p>① 人と繋がれる安心できる遊び場の確保</p> <p>② こども食堂を必要とするこどもたちが利用できるよう周知徹底</p> <p>③ 児童虐待防止のためにどのような対策を行っているか</p>	<p>① ② 子ども食堂をはじめとした居場所づくりは、食の支援だけでなく、学習支援、悩みごとの相談場所など様々な機能を持ち、その役割は一層重要となってきたと感じています。</p> <p>昨年、県で行った調査で判明した課題を念頭に、子どもの居場所の立ち上げや学習支援・体験機会の充実などに取り組む居場所運営者を対象に、補助金を創設・支援するとともに、子どもの居場所のスタッフの人材育成や広報、運営方法の改善等に関するアドバイザーを派遣するなど、運営力強化を支援していきます。</p> <p>③ 児童虐待防止については、本県では全国で初めて人工知能「AI」を活用した児童虐待対応支援システムを、令和2年7月から県内全ての児童相談所で運用を開始しています。これにより、スピード感のある虐待防止対応に向けての手助けとなり、児童相談所職員の負担軽減につなげています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ご提案いただいた「子育ては地域社会で行うもの」、「虐待は個人の問題ではなく社会の問題」ということは、まさにそのとおりで、本県では、平成23年に「三重県子ども条例」を制定しています。子どもの権利が尊重され、子どもが大切に、豊かに育つ地域社会づくりをめざしています。今後も引き続き、様々な主体と連携をしながら、子ども・子育て家庭を支援していきます。 	中瀬古副委員長

みえ高校生県議会 質問項目（令和4年8月22日開催）

学校名	質問項目	答弁の概要	答弁者
飯南高等学校	<p>『三重県の医療分野における南北格差について』</p> <p>① 南部地域やへき地で安心できる生活を送るために、訪問診療を充実させてはどうか</p> <p>② 同じく医師確保についてどう考えているか</p>	<p>① 訪問診療につきましては、へき地医療拠点病院である県立一志病院が、高齢化が進展する津市白山・美杉地域において、通院が困難な患者に対しての訪問診療や訪問看護、訪問リハビリテーション等による在宅療養支援を行うとともに、入院患者が退院後にスムーズに在宅生活を開始できるように、介護事業者と連携するなどの多職種連携にも取り組み、医療と介護の切れ目ない在宅療養支援を行っています。</p> <p>今後ますます在宅療養支援のニーズは高まっていくと考えており、市や関係機関とも連携しながら、引き続き取り組んで行きたいと考えています。</p> <p>② 本県では人口10万人あたりの医師数は全国平均を下回るなど、医師の確保が課題ととらえ、令和2年に策定した「三重県医師確保計画」に基づき、医師の総数の確保や、医師偏在の解消に向けた取組を進めていくことが重要です。医師不足についての解決策の一つとして、例えば医師免許を取得した後、出身都道府県で研修を受けた人は、その後も定着するという割合が高いことから、本県の出身者で県外大学の医学部を卒業した人に、本県で研修を受けられるよう支援を行うとか、高校教育課程においても、医師の業務や地域医療の必要性について理解を深める機会を設けるなど、人材育成の取組についても検討していく必要があると考えています。</p>	中瀬古副委員長

みえ高校生県議会 質問項目（令和4年8月22日開催）

学校名	質問項目	答弁の概要	答弁者
聾学校	<p>『聴覚障がい者が安心して暮らせる街づくりについて』</p> <p>○ 障がいの無い街づくりに向けた県の取組状況及び今後の取組について教えてほしい。</p>	<p>○ 三重県では「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、障がい者に対する理解や社会的障壁の除去について、県民や事業者に対して、普及啓発を進めたり、専門相談員を配置したり、障がい者やその家族の皆さんからの相談に対応するとともに、「三重県障がい者差別解消調整委員会」を設置し、障がいを理由とする差別の解消を図るための体制を整備しています。</p> <p>また、スポーツ・芸術分野の取組として、障がい者スポーツの普及・啓発に向けて、選手の育成や競技団体の支援に取り組んだり、障がい者芸術文化祭等を開催し、多様な発表機会を創出するなどの取組を通じて、障がいを持った方に対する理解の促進につなげています。</p> <p>聴覚障がい者支援の取組としては、ICTを活用した遠隔手話相談等の利用促進に努めるとともに、県民、事業者および学生向け手話講座や手話通訳を行う人材育成に取り組み、手話を使用しやすい環境の整備を進めていきます。</p> <p>三重県議会においては、平成28年に「三重県手話言語条例」を制定した他、先程ご紹介した「障害の有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」は、平成30年に障がい者の差別解消を急務として特別委員会を立ち上げ、全ての人が共生する社会に向けて三重県議会で制定したものです。実効性のある条例として、本日みなさまから聞かせていただいたことを切に受け止め、本委員会としても物理的な障がいだけでなく、差別や偏見といった心の障がいも解消し、思いやりにあふれた三重県となるようしっかりと調査・議論を進めていきたいと考えています。</p>	中瀬古副委員長

